

総社市空家等の対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市空家等の対策の推進に関する条例

総社市空家等の適正な管理に関する条例（平成27年総社市条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等の適正な管理に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

（空家等の情報提供）

第5条 市内に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者は、空家等であると疑うに足りる事実があるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

（空家等対策計画）

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により総社市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

（協議会の設置）

第7条 市長は、法第7条第1項の規定により総社市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事務）

第8条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （2）第14条の規定による措置及び判断について意見を述べること。
- （3）第16条の規定により市長が代行しようとする緊急安全措置について意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法及びこの条例の適切かつ円滑な運用を図るため、市長が必要と認める事項

（協議会の組織）

第9条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者
- （2）地域住民の代表者
- （3）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（立入調査）

第10条 市長は、法第9条第2項の規定により職員に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさ

せることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市長は、法第11条の規定により空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市長は、法第12条の規定により所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市長は、法第13条の規定により空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(特定空家等に対する措置の判断)

第14条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講ずる場合においては、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 市長は、前項の規定による措置及び判断について、協議会の委員から意見を聴くことができる。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、法又はこの条例の規定の施行に必要があると認めるときは、警察署その他の関係行政機関又は住民自治組織に対し、特定空家等の所在地及び物的状態の内容に関する情報を提供し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

(緊急安全措施)

第16条 市長は、特定空家等に起因する人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じるときは、協議会の委員から意見を聴くことができる。

3 市長は、当該措置の内容を特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等を確知することができないとき又は通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 市長は、当該措置に要した費用を特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(その他)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前					
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）					
職名	区分	報酬			職名	区分	報酬		
		日額	月額	年額			日額	月額	年額
略					略				
放送番組審議会委員		5,900			放送番組審議会委員		5,900		
空家等対策協議会委員		5,900							
略					略				